

京都市訓令甲第8号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年7月12日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表区長の項第10号中「1件使用料月額300,000円以下の」を削り、同項第11号中「1件賃料月額1,000,000円以下の」を削り、同項中第31号を第32号とし、第15号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 本市の公有財産及び物品への広告の掲載の決定及び契約に関すること。

別表区民部長の項第10号を同項第12号とし、同項第9号の次に次の2号を加える。

(10) 本市の公有財産及び物品への1件1,200,000円以下の広告の掲載の決定及び契約に関すること。

(11) 広告付きの物品の無償譲受け（広告料の支払を受ける場合を含む。）の決定及び契約に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)